

限度額適用認定証を
ご利用ください

☎ 保険医療課 (☎65-6512)

医療機関や薬局でのお支払いが高額になりそうな場合は、医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、ひと月の自己負担が限度額までになります。認定証の交付を受けるには、事前の申請が必要です。

【対象者】

- 国民健康保険に加入している人で
- ① 69歳以下の人
- ② 平成29年度の住民税が非課税世帯の70歳〜74歳の人

【申請時の注意点】

- ① 申請日時点において、世帯に国民健康保険料の滞納がないこと。
 - ② 世帯の国民健康保険被保険者および世帯主が前年中所得の申告をしていること。
- ※未申告で所得が不明な場合は、上位所得者の限度額とみなされます。

申請窓口

保険医療課（本庁舎1階）
北部振興局福祉生活課、各支所



交通事故などで保険診療を受ける場合
30日以内に届出をお願いします

☎ 保険医療課 (☎65-6527)

交通事故など第三者（加害者）の行為によって受けたケガや病気の治療費（医療費）は、本来加害者が負担すべきものですが、届出により保険診療や福祉医療費の助成を受けることができます。

この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後日加害者に請求します。ので、警察署と、現在加入の国民健康保険や後期高齢者医療、福祉医療の窓口（保険医療課）まで速やかに届出をしてください。



【届出に必要なもの】

- ・ 第三者行為による傷病届
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 念書
- ・ 被保険者証（福祉医療費受給券）
- ・ 印鑑
- ・ 交通事故の場合は事故証明書（自動車安全運転センター発行）

年金受給に必要な資格期間が
短縮されます

☎ 彦根年金事務所 お客様相談室
(☎0749-23-1116)

8月1日から、老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮されます。これにより、今まで老齢年金を受け取ることができなかった人も年金を受給できる可能性があります（受給できる年金額は、納付した期間に応じて決まります）。日本年金機構では、資格期間が10年以上あることが確認できた対象者本人宛に、黄色い封筒に入った年金請求書（短縮用）を2月〜7月上旬にお送りしています。お手元に届いていたら左記で予約のうえ、手続きをしてください。

また、資格期間が10年に満たない人でも、任意加入制度や後納制度を利用することで、年金を受給できる可能性があります。詳しくは、ご自身の基礎年金番号をご用意のうえ、年金事務所までお問い合わせください。

予約・問合せ

ねんきんダイヤル (0570-05-1165)
彦根年金事務所 お客様相談室
(0749-23-1116)

木造住宅無料たいしん診断等の
期間を延長します

☎ 開発建築指導課 (☎65-6543)

木造住宅たいしん診断および木造住宅耐震改修補助事業の申込期間を延長します。詳しくは広報ながはま6月1日号か、市ホームページをご覧ください。

【延長期間】 9月29日（金）まで（先着順）

国民健康保険高額療養費の制度が変わります

☎ 保険医療課 (☎65-6512)

平成29年8月から、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。なお、70歳以上の低所得の人、70歳未満の人の自己負担限度額に変更はありません。また、高額療養費の支給を受けるためには、申請が必要です。

【持ち物】

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 医療機関等の領収書
- ・ 世帯主の通帳等、認印

【申請窓口】

保険医療課（本庁舎1階）
北部振興局福祉生活課
各支所



平成29年8月～平成30年7月

外来 (個人ごと)	入院・世帯単位
57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 〈多数回該当：44,400円〉※
14,000円 [年間上限14.4万円]	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉※
8,000円	24,600円 15,000円



平成29年7月まで

所得区分	外来 (個人ごと)	入院・世帯単位
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 〈多数回該当：44,400円〉※
一般	12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ	8,000円
	Ⅰ	15,000円

※過去12か月以内に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目から限度額が下がります。

国民年金保険料を
前納するとお得です

☎ 彦根年金事務所 国民年金課
(☎0749-23-1114)

10月分〜翌年3月分の6か月分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納付（6か月前納）すると、保険料が97,820円となり、毎月16,490円を納付されるよりも1,200円お得です。ぜひご利用ください。引き落とし日は10月31日（火）です。現在口座振替による毎月納付を利用している人が、6か月前納を希望する場合は、あらかじめ口座振替方法の変更手続きが必要です。

【申込み】

8月末までに、預金通帳、通帳届出印、年金手帳をお持ちのうえ、口座振替を希望する金融機関または彦根年金事務所まで。

「学生就職面接会 湖北就活ナビ」
を開催します

☎ 商工振興課 (☎65-8766)

湖北地域の将来を担う若い世代の地元企業への就職を応援することを目的として、来春卒業予定の学生と卒業後3年以内の就職を希望する人を対象に、就職面接会を開催します。

【とき】 10月13日（金） 13時30分〜16時30分

【ところ】 長浜バイオ科大学体育館

【対象】 平成30年3月に大学（院）、短期大学、高等専門学校、専門学校等を卒業予定の学生および卒業後3年以内の人

※申込みや履歴書は不要です。

※参加事業所は50社を予定しています。